



平成 18 年度に始まった「要支援 1・2」と判定された方のための「介護予防サービス」のしくみが、平成 28 年 4 月 1 日から一部変わります。

これまで介護保険制度の中で行われていた「介護予防通所介護(デイサービス)」と「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」が、東広島市の行う「介護予防・日常生活支援総合事業」のメニューに移ります。

また、これまで東広島市が実施してきた「生きがいデイサービス」や「はつらつ元気教室」などの「介護予防事業」も「介護予防・日常生活支援総合事業」のメニューに統合され、サービスの内容も多様化することになります。

東広島市の介護保険制度(平成 28 年度から)

介護給付

(要介護 1~5 の方)

特養などの入所サービス
通所介護
訪問介護
ショートステイ・訪問看護・デイケア・福祉用具レンタルなど

介護予防給付

(要支援 1・2 の方)

ショートステイ
訪問看護・デイケア
福祉用具レンタルなど

介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援 1・2 の方)

※事業対象者の方)

*通所介護(介護予防通所介護相当)
*通所型サービスA
*訪問介護(介護予防訪問介護相当)

人員配置や利用料等 全国一律の基準

人員配置や利用料等 市の定める基準

各サービスの内容など

イ) 通所介護(介護予防通所介護相当)

- ◆ 対象者…既に介護予防通所介護を利用している人で、サービス利用の継続が必要とケアマネジメントで認められた人
既に生きがいデイサービスを利用している人や新規にサービスを利用する人で、通所型サービスの利用が難しい、または不適切な人
- ◆ サービス内容…これまでの介護予防通所介護と同様
- ◆ 利用回数の目安…要支援 1、事業対象者 週 1 回 ・ 要支援 2、 週 2 回
※介護予防ケアマネジメントに基づき決定
- ◆ サービス費用…要支援 1、事業対象者 月額 1,670 円 ・ 要支援 2、 月額 3,424 円(1割負担分)+昼食代

ロ) 通所型サービスA

- ◆ 対象者…食事、入浴等生活行為が自立している人(ほぼ自立した日常生活が送れているが、基本チェックリストで事業対象者に認定される方)
- ◆ サービス内容…運動機能向上プログラム(体操や運動等) ・ 口腔機能向上プログラム
送迎(希望者のみ)・昼食(全額利用者負担)
- ◆ 利用回数…週 1 回 1 時間半~2 時間程度
- ◆ サービス費用…1 回 383 円(1割負担分)+昼食代

裏に続く

八) 訪問介護(介護予防訪問介護相当)

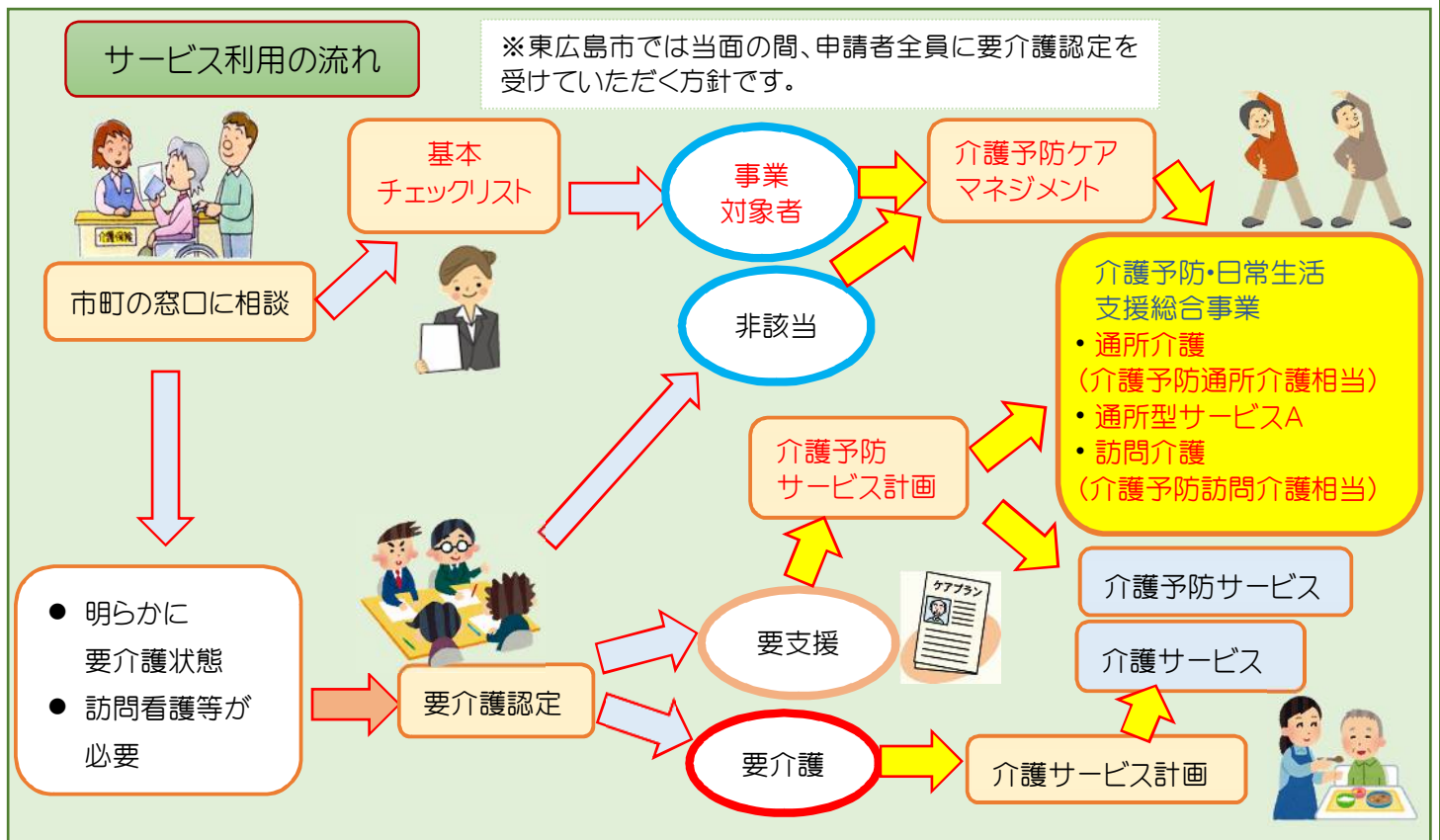
◆ 対象者

- ① 既に介護予防訪問介護を利用している人で、サービス利用の継続が必要とケアマネジメントで認められた人
- ② ケアマネジメントで以下のような訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる人
 - ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴う者
 - ・退院直後で状態が変化しやすく、自立支援に向けた専門的な支援を必要とする者
 - ・ゴミ屋敷となっている者や社会と断絶している者などの専門的な支援を必要とする者
 - ・心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患により日常生活の動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
 - ・ストーマ(人工肛門)ケアが必要な者 等

◆ サービス内容…これまでの介護予防訪問介護と同様

- ### ◆ 利用回数…要支援1、事業対象者 週1回程度、週2回程度 ・要支援2、週1回程度、週2回程度、週2回を超える利用 ※介護予防ケアマネジメントに基づき決定

- ### ◆ サービス費用…週1回程度 月額 1,192円 週2回程度 月額 2,384円 週2回を超える利用 月額 3,781円 (1割負担分)



★サービスの移行について

現在、要支援の認定がある人は、平成28年4月以降、認定期間が切れるタイミングで総合事業の利用に移行することになります。非該当の方を対象とした「生きがいデイサービス」も当面の間、継続して実施されます。

例)平成28年4月1日現在「要支援1」で「介護予防通所介護」を利用中、認定の更新が6月30日の人の場合

